

南小岩小学校いじめ防止基本方針

令和5年5月改訂
江戸川区立南小岩小学校

1、 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法より】

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識に立つ。その上ですべての児童を対象にいじめの未然防止・早期発見・早期解決に取り組む。

2、 いじめの未然防止のための取組

(1) 学習活動・学級経営の充実

- ・児童一人一人が充実感・達成感を味わうことができるような授業を実践する。
- ・友達と分かり合える楽しさを授業で実感するために、主体的・対話的な活動を取り入れながら相互交流を図る授業等を工夫する。
- ・各学級において児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組む。

(2) 道徳教育の充実

- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・道徳の授業を通して児童の自己肯定感を高める。
- ・すべての学年で、「いじめに関する授業」を年に1回以上実施する。

(3) 特別支援学級との交流・共同学習の推進

- ・特別支援学級との交流および共同学習を充実させ、児童が互いを理解し、同じ目標に向かって協力し高め合っていく姿勢を育てる。

(4) 情報モラル教育の実施

- ・インターネットやメール・LINEなどの正しい使い方やその危険性についての学習を行う。家庭とも連携を図りながら情報モラル教育の充実を図る。

(5) 家庭や地域との連携

- ・学校公開・道徳授業地区公開講座等でいじめ防止や人権に関する授業等を公開し家庭や地域の理解を深める。
- ・学校説明会・保護者会・学校便り・学校ホームページ等で児童の活動の様子や学校の取り組みを知らせ、家庭や地域の方々から本校教育活動へのご理解ご協力をいただく。

3、 いじめ早期発見のための取組

(1) 児童理解の徹底

- ・全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察、言葉かけを丁寧に行う
- ・休み時間、掃除・給食時間などは特に注意して見守る。場合によっては日記等の利用も考える。
- ・変化を感じた児童については生活指導夕会等で情報を共有し、複数の目で当該児童を見守る。
- ・児童理解やいじめ防止の取り組み実施に関しての校内研修を年3回実施する。

(2) アンケートの実施

- ・年に2回「友だちアンケート」を実施し、児童の実態把握を行う。また、記述内容で気になる児童については、担任および学年で面談を行う。

(3) 保護者や地域、関連諸機関との連携

- ・保護者や地域の方と学校の信頼関係を築き、何かあつたら相談できる体制をつくる。
- ・全児童保護者との個人面談を通して、学校と家庭とで児童についての情報の共有を図る。
- ・すくすくスクールの指導員と連絡を密にして放課後の様子を把握する。

(4) スクールカウンセラーの活用

- ・スクールカウンセラーと面談しやすい環境づくりに努める。
- ・学期当初に、5年生児童の全員面接を実施する。

4、いじめの早期解決に向けての取組

(1) 情報の共有

- ・いじめを発見した時には、速やかに管理職に相談し、生活指導夕会等で全職員に報告する。
- ・事実関係についての情報収集を的確に行う

(2) 解決に向けた指導

- ・管理職、「いじめ・不登校対策委員会」で指導についての方針を決める。
- ・いじめを受けている側・いじめている側双方からの聞き取りを慎重に行い、いじめを受けた児童の安全を最優先に考え、いじめている児童に対しては学校組織として毅然とした態度で指導にあたる。また、いじめを受けた児童の心のケアに努める。
- ・必要に応じて関係諸機関や専門家と協力して解決に当たる。
- ・いじめを受けた児童や保護者への支援といじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

(3) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生したことを江戸川区教育委員会に速やかに報告する。
- ・江戸川区教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。(学校サポートチーム)
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、解決にあたる。学校サポートチームは、学校と関係諸機関で構成する。
- ・調査結果については、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

5、いじめ防止に取り組む校内組織

(1) 生活指導委員会

- ・月1回委員会を開催し、いじめの未然防止・早期発見のための情報交換を行うとともに、いじめが起きたときの対応について、全教員で共通理解を図る。
- ・保護者や地域からの情報に対する対応や関係諸機関との連携を受け持つ。

(2) いじめ・不登校対策委員会

- ・校長・副校長・生活指導主任・担任・学年・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。
- ・実際に問題が起こった時に随時招集し、手立てや方向性を決定し、全職員に伝える。

(3) 生活指導夕会

- ・週1回(毎週金曜日)開催し、児童の変化や気になることなどの情報を全教職員で共有する。

(4) 生活指導全体会

- ・年2回開催。問題があった児童についての継続指導の結果や保護者の様子等を報告し、今後の継続指導について確認する。